

議員提出議案第3号

手話言語法制定を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成26年12月8日

提出者 杉並区議会議員	富 本 卓
同	川原口 宏 之
同	山 田 耕 平
同	山 本 あけみ
同	増 田 裕 一
同	中 村 康 弘
同	今 井 ひろし
同	浅 井 くにお
同	脇 坂 たつや
同	くすやま 美 紀
同	小 川 宗次郎
同	横 山 え み

杉並区議会議長 齊 藤 常 男 様

## 手話言語法制定を求める意見書

手話とは、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。とりわけ、聴覚障害者にとっては、重要な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、手話の歴史をひも解くと、昭和初期にはろう学校では手話は禁止され、社会においても手話を使うことで差別されてきた時代があり、現代では社会的に認知されつつも、その活用や認識については、未だ十分とは言えないのが実情である。

平成18年（2006年）12月に採択され、我が国において本年1月に批准された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。また、同条約の批准を目指して、平成23年（2011年）8月に改正された障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、同法第22条では、国・地方公共団体に対して「意思疎通支援施策」等を明確に義務付けている。

これを受け杉並区議会は政府に対し、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聴覚に障害を持った子供が手話を身に付け、手話で学び、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年12月8日

杉並区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
文部科学大臣

宛